

省 令

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改める。

第二十三条中「これらの変種又は品種を含む。」を「これらの変種又は品種を含み、野生のものを除く。」に改める。

第二十四条第一項第三号中「三月三十一日」を「二月末日」に改める。

第二十五条第一項ただし書中「又はわらなわ」、「土にあつては及び」、「わらなわにあつてはその消毒前に」を削り、同条第二項中「又はわらなわ」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「野生のやまゆり又はかのこゆり（鹿角丸島県産のゆりを除く。）」を「野生の植物で法第十条第三項の栽培地検査を要する植物と同一種類のもの」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十六条中（みかんを除く。）を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書の規定により合格証票の交付が省略された場合は、この限りでない。

第二十六条第二項を削る。

第三十条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、当該植物について法第十条第一項の検査を行なうに当たつて、同条第三項の検査に合格したことが不明となるおそれがないと認められるときは、合格証票の交付を省略することができる。

農林省令第四十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十号）第十一条の規程に基づき植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十八年六月二十六日

農林大臣 重政 誠之

第十二号様式を次のように改める。

第十二号様式

栽培地検査申請書

下記………の栽培地検査を申請いたします。

年 月 日

住所 職業

氏 名

………植物防疫所（………支所又は出張所）植物防疫官殿



(甲)

7センチメートル

12センチメートル

昭和……年度栽培地検査合格証票

年 月 日

号 名 地 名  
 番 地 物 種 番 氏  
 地 物 種 番 氏  
 品 種 番 氏  
 数 種 番 氏  
 栽培地検査

………植物防疫所(………支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名 ㊟

附 則

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。